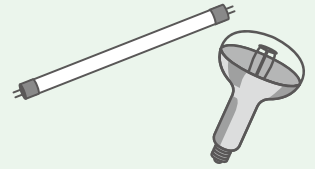


# 事業所から排出される 水銀廃棄物の適正処理について

「水銀に関する水俣条約」の採択を受けた法整備の一環として、水銀廃棄物の処理について、平成27年及び平成29年に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正され、平成29年10月1日に全面施行されました。



当該改正に伴い、以下1～3の事項を確認し、適正処理を行ってください。

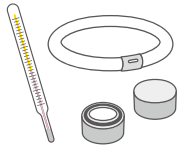
- 1 事業所から排出される水銀廃棄物について、「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「特別管理産業廃棄物の廃水銀等」の新たな区分ができました。
- 2 保管基準、委託基準、処理基準が追加されました。  
マニフェストには、当該廃棄物が含まれる旨を明らかにする必要があります。
- 3 新たに区分された水銀廃棄物の処理は、当該廃棄物を事業範囲に含む処理業者に委託しなければなりません。

## 新たに定義された水銀廃棄物の区分

### 産業廃棄物

- 1 水銀が使用されている製品が産業廃棄物になったものであって環境省令で定めるもの

蛍光灯  
水銀温度計  
水銀電池



etc. ...

水銀使用製品産業廃棄物

対象の詳細は2ページへ  
処理方法は4ページへ

- 2 ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さいであって環境省令で定めるもの

水銀の含有量が15mg/kg(ℓ)を超えるばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい

水銀含有ばいじん等

対象の詳細は3ページへ  
処理方法は4ページへ

### 特別管理産業廃棄物

- 1 廃水銀及び廃水銀化合物であって環境省令で定めるもの

特定施設(3ページ下表参照)から生じた廃水銀又は廃水銀化合物

※水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入されたものを除く。

水銀が含まれている産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物から回収された廃水銀

廃水銀等



対象の詳細は3ページへ  
処理方法は6ページへ

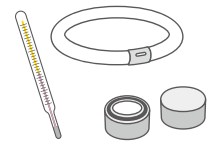
- 2 ①を処分するために処理したもの

\* 特定の排出源から排出される鉱さい、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリで一定の水銀の溶出量、含有量を超えるものは、従来から特別管理産業廃棄物です。

# 新たに定義された水銀廃棄物の対象

## 1 水銀使用製品産業廃棄物

① 水銀又はその化合物の使用に関する表示の有無に関わらず水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの



1	水銀電池		23	放電管(水銀が目視で確認できるもの限り、放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)	×
2	空気亜鉛電池		24	水銀抵抗原器	
3	スイッチ及びリレー (水銀が目視で確認できるものに限る。)	×	25	差圧式流量計	
4	蛍光ランプ (冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。)	×	26	傾斜計	
5	HIDランプ(高輝度放電ランプ)	×	27	水銀圧入法測定装置	
6	放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを除く。)	×	28	周波数標準機	×
7	農薬		29	ガス分析計(水銀等を標準物質とするものを除く。)	
8	気圧計		30	容積分力計	
9	湿度計		31	滴水水銀電極	
10	液柱形圧力計		32	参照電極	
11	弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	33	水銀等ガス発生器(内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。)	
12	圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。)	×	34	握力計	
13	真空計	×	35	医薬品	
14	ガラス製温度計		36	水銀の製剤	
15	水銀充滿圧力式温度計	×	37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀体温計		38	塩化第二水銀の製剤	
17	水銀式血圧計		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置			(備考)19の顔料は、塗布されるもの限り×印に該当します。	

② 上記①(×印のあるものを除く。)を材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品(組込製品)

③ 上記①②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

### 製品本体にある水銀使用表示例

- 日本語による表記(例:水銀)
- 英語による表記(Mercury)
- 化学記号(Hg)
- J-Moss水銀含有表示(右図は一例)



J-Moss 水銀含有表示の例

### 注意点1：水銀回収義務のある水銀使用製品があります。

下表の水銀使用製品産業廃棄物は、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収しなければなりません。

1	スイッチ及びリレー	13	水銀トリム・ヒール調整装置
2	気圧計	14	放電管(放電ランプ(蛍光ランプ及びHIDランプを含む。)を除く。)
3	湿度計	15	差圧式流量計
4	液柱形圧力計	16	浮ひょう形密度系
5	弾性圧力計	17	傾斜計
6	圧力伝送器	18	積算時間計
7	真空計	19	容積分力計
8	ガラス製温度計	20	ひずみゲージ式センサ
9	水銀充滿圧力式温度計	21	滴水水銀電極
10	水銀体温計	22	電量計
11	水銀式血圧計	23	ジャイロコンパス
12	灯台の回転装置	24	握力計

## 2 水銀含有ばいじん等

以下の廃棄物の種類で一定の水銀含有量を超えたものが該当します。



廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象
燃え殻, 鉱さい, ばいじん, 汚泥	水銀 <sup>注)</sup> を15mg/kgを超えて含有するもの
廃酸, 廃アルカリ	水銀 <sup>注)</sup> を15mg/ℓを超えて含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

### 注意点2：水銀回収義務のある水銀含有ばいじん等があります。

水銀含有ばいじん等のうち以下のものは、処分又は再生を行う場合にはあらかじめ、ばい焼設備によりばい焼、又はその他の加熱工程により水銀を回収しなければなりません。

廃棄物の種類	水銀回収義務の対象
燃え殻, 鉱さい, ばいじん, 汚泥	水銀 <sup>注)</sup> を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸, 廃アルカリ	水銀 <sup>注)</sup> を1,000mg/ℓ以上含有するもの

注) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

\*従来からの水銀を含む特別管理産業廃棄物も、水銀を1,000mg/kg(ℓ)以上含有するものは、水銀回収義務の対象となりました。

## 3 特別管理産業廃棄物の廃水銀等

① 次表において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（水銀使用製品に封入されたものを除く。）

※対象になるのは、原体（希釈、混合等の加工が施されていないものを指します。）とみなせる水銀と水銀化合物です。



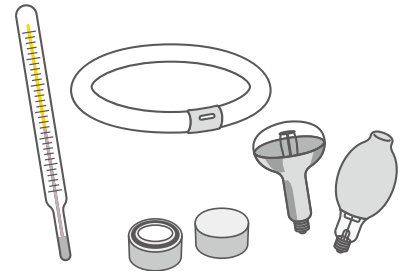
	施 設
1	水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収する施設
2	水銀使用製品の製造の用に供する施設
3	灯台の回転装置が備え付けられた施設
4	水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品(水銀圧入法測定装置を除く。))を除く。を有する施設
5	国又は地方公共団体の試験研究機関
6	大学及びその附属研究機関
7	学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
8	農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設
9	保健所
10	検疫所
11	動物検疫所
12	植物防疫所
13	家畜保健衛生所
14	検査業に属する施設
15	商品検査業に属する施設
16	臨床検査業に属する施設
17	犯罪鑑識施設

② 水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀

# 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の適正処理に係る改正への対応のポイント

## 排出事業者の遵守事項

- ① 追加された保管基準の遵守
- ② 追加された委託基準の遵守とマニフェストの適正な運用
  - ア. 当該廃棄物を事業範囲に含んだ処理業者への委託
  - イ. 契約書への必要事項の記載
  - ウ. マニフェストへの必要事項の記載
- ③ 委託先の処理業者における収集運搬基準・処分基準の遵守の確認



## 手順 1 運搬されるまでの保管

排出事業者として、運搬されるまでの間、保管基準を遵守して保管しなければなりません。

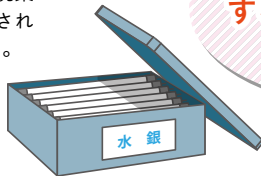
### 追加された水銀使用製品産業廃棄物の保管基準

一般的な産業廃棄物の保管基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。
- 2 保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」を表示する。

#### ＜追加された保管基準の目的＞

- 水銀使用製品産業廃棄物が破損した場合に、他の廃棄物が水銀によって汚染されることがないようにする。
- 他の廃棄物と混合されて不適正な処分が行われないようにする。



分別して保管  
することが適正処理  
の第一歩です

### 追加された水銀含有ばいじん等の保管基準

一般的な産業廃棄物の保管基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」を表示する。

産業廃棄物の保管場所	
産業廃棄物の種類	ガラスくず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物)
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	
保管上限高さ	

事業者保管場所表示例 縦, 横 60cm 以上

## 手順 2 委託先の選定

「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を事業範囲に含んだ処理業者に委託しなければなりません。

### 委託先の選定方法

- ① 許可証に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」を取り扱う記載がある処理業者に委託する。
- ② 平成29年10月1日より前から「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」の処理実績のある業者に委託する。  
なお、当該業者は、次回の更新時に発行される許可証に取り扱いの有無が記載されますので、まだ許可証を書き換えていない場合があります。
- ③ 水銀回収義務対象の「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」の処分を委託する場合は、水銀を回収する許可を持つ処分業者に委託すること。



## 手順 3 委託先の確認

処理業者は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の収集運搬基準及び処分基準を遵守して処理しなければなりません。

宮城県条例では、委託契約前及び契約後定期的（1年に1回以上）に委託先の処分状況を確認することを義務付けています。（仙台市を除く。）

### 追加された水銀使用製品産業廃棄物の運搬基準

一般的な産業廃棄物の運搬基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 破砕することのないような方法をとる。
- 2 他の物と混合するおそれのないように区分する。
- 3 積替え・保管
  - ① その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。
  - ② 保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」を表示すること。

### 追加された水銀含有ばいじん等の運搬基準

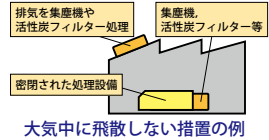
一般的な産業廃棄物の運搬基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 積替え・保管  
保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀含有ばいじん等」を表示すること。

### 追加された水銀使用製品産業廃棄物の処分基準

一般的な産業廃棄物の処分基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずる。
- 2 水銀回収義務対象の場合は、あらかじめ水銀を法定の方法で回収する。
- 3 安定型最終処分場への埋立禁止
- 4 保管の場所
  - ① その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等の必要な措置を講ずる。
  - ② 保管場所の掲示板の保管する廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」を表示すること。



### 追加された水銀含有ばいじん等の処分基準

一般的な産業廃棄物の処分基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 水銀又はその化合物が大気中に飛散しない措置を講ずる。
- 2 水銀回収義務対象の場合は、あらかじめ水銀を法定の方法で回収する。

## 手順 4 文書による契約

委託契約書の記載事項に、以下の事項を追加する必要があります。

- 1 適正処理に必要な情報として、「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨。

- 【追加例1】 廃棄物の種類の記載に政令20品目の他に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」の記載を追加する。
- 【追加例2】 必要に応じて適正処理に必要な情報の提供条項に「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」が含まれる旨を記載すること。WDSの変更。



- 2 水銀回収義務対象の場合はその旨に関する事項。

- \* 平成29年10月1日より前に、契約締結している委託契約書については、次回の契約更新の際に記載してください。
- \* 自動更新規定を含む契約書にあっては、覚書等により望ましいとされています。

## 手順 5 マニフェストの運用

マニフェストで産業廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」が含まれること及びその数量を記載しなければなりません。

### 【記載例】

- ① 廃棄物の種類欄に政令品目を記入した上で括弧書き
- ② 種類欄にチェックした上で備考欄に記入
  - ※「水銀使用製品産業廃棄物」又は「水銀含有ばいじん等」であることが明確に分かれれば他の方法でも構いません。
  - ※備考欄に製品の具体名称を記載するとマニフェスト報告等で便利です。

水銀回収義務対象である場合は、その旨をマニフェスト備考欄に記入する等して、必要な情報を処理業者に伝えるようにしてください。

# 特別管理産業廃棄物の廃水銀等の適正処理に係る改正への対応のポイント

## 排出事業者の遵守事項

- ① 追加された保管基準の遵守
- ② 追加された委託基準の遵守とマニフェストの適正な運用
  - ア. 当該廃棄物を事業範囲に含んだ処理業者への委託
  - イ. 契約書への必要事項の記載
  - ウ. マニフェストへの必要事項の記載
- ③ 委託先の処理業者における収集運搬基準・処分基準の遵守の確認



## 手順 1 運搬されるまでの保管

排出事業者として、運搬されるまでの間、保管基準を遵守して保管しなければなりません。

### 追加された特別管理産業廃棄物の廃水銀等の保管基準

一般的な特別管理産業廃棄物の保管基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 容器に入れて密封する等飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置。
- 2 高温にさらされないために必要な措置。
- 3 腐食の防止のために必要な措置。

**【注意点】**  
特別管理産業廃棄物管理責任者  
を設置していますか？

特別管理産業廃棄物の保管場所	
特別管理産業廃棄物の種類	廃水銀等
管理者の氏名 又は名称及び 連絡先	
保管上限高さ	

事業者保管場所表示例 縦、横 60cm 以上

## 手順 2 委託先の選定

特別管理産業廃棄物の廃水銀等の許可を取得している処理業者に委託しなければなりません。

### 委託先の選定方法

許可証の事業範囲に特別管理産業廃棄物の廃水銀等が記載されている処理業者に委託する。

## 手順 3 委託先の確認

処理業者は、廃水銀等の収集運搬基準及び処分基準を遵守して処理しなければなりません。

宮城県条例では、委託契約前及び契約後定期的（1年に1回以上）に委託先の処分状況を確認することを義務付けています。（仙台市を除く。）

### 追加された 特別管理産業廃棄物の廃水銀等の運搬基準

一般的な特別管理産業廃棄物の運搬基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 運搬容器に収納すること。
- 2 運搬容器の構造は、密閉でき、収納しやすく、損傷しにくいこと。
- 3 積み替え時の措置
  - ① 容器に入れて密封する等飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置
  - ② 高温にさらされないために必要な措置
  - ③ 腐食の防止のために必要な措置

### 追加された 特別管理産業廃棄物の廃水銀等の処分基準

一般的な特別管理産業廃棄物の処分基準に加え、次の基準がかかります。

- 1 保管
  - ① 容器に入れて密封する等飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置
  - ② 高温にさらされないために必要な措置
  - ③ 腐食の防止のために必要な措置
- 2 廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ硫化・固型化すること。
- 3 硫化・固型化物を埋め立てる場合、埋立判定基準への適合状況により、遮断型処分場か法定の追加的措置を実施し管理型処分場へ埋め立てること。また、水面埋立は禁止。

## 手順 4 文書による契約

委託契約書には、特別管理産業廃棄物の廃水銀等の処理の委託契約として必要な事項を記載する必要があります。

- 1 廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」とする。
  - 2 適正な処理に必要な情報として、「廃水銀等」に関する必要な情報を記載する。
- ※ 委託しようとする者に対し、あらかじめ、以下の事項を文書で通知しなければなりません。
- ①種類
  - ②数量
  - ③性状
  - ④荷姿
  - ⑤当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

## 手順 5 マニフェストの運用

廃棄物の種類を特別管理産業廃棄物の「廃水銀等」としてマニフェストを交付する。

## 改正に係る情報

以下の環境省ホームページ及びガイドライン等を参照してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布(水銀関係)について  
(平成29年6月9日 環境省 報道発表資料)

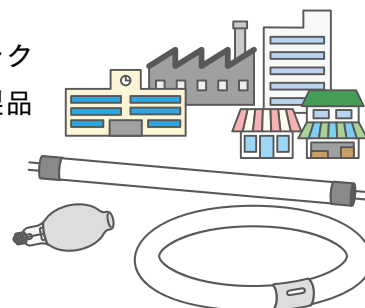
<http://www.env.go.jp/press/104151.html>

水銀廃棄物ガイドライン, リーフレット, Q&A(環境省)

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal>

## 事業所から排出される蛍光灯の注意点

事業所から排出される**蛍光灯**は、政令20品目の「ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず」, 「金属くず」等に該当し, かつ「水銀使用製品産業廃棄物」にも該当する**産業廃棄物**です。



4ページの処理方法を参照し, 排出事業者が責任をもって処理してください。

## 不明な点は下記へお問い合わせください

部署	郵便番号	住所	電話番号	管轄区域
仙南保健所環境廃棄物班	989-1243	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡
塩釜保健所環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市, 多賀城市, 富谷市, 宮城郡, 黒川郡
塩釜保健所岩沼支所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央3-1-18	0223-22-6295	名取市, 岩沼市, 亶理郡
大崎保健所環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡
石巻保健所環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野5-7 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡
気仙沼保健所環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 本吉郡
宮城県環境生活部循環型 社会推進課 廃棄物指導班	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2463	県内全域 (仙台市を除く。)
仙台市事業ごみ減量課	980-8671	仙台市青葉区二日町6-12	022-214-8235	仙台市



この印刷物は2,000部作成し、1部あたりの単価は約69.50円です。再生紙を使用しています。  
この印刷物は植物油インキを使用しています。